



## 7月1日から 開庁時間・施設の利用時間が変わります!

対象施設	開庁・開館時間
笠松町役場 福祉健康センター	午前8時45分～午後4時30分
こども館(かさくら)	午前9時30分～午後5時
歴史未来館	午前10時～午後4時 毎週月・火曜日休館
対象施設	施設利用時間
笠松中央交流センター 松枝交流センター 総合交流センター 福祉会館	午前9時～午後9時30分 ※窓口受付時間は、午前8時45分～午後4時30分
下羽栗会館 町民体育館 スポーツ交流館 屋内外運動場 (笠松中学校・笠松小学校・松枝小学校・下羽栗小学校)	午前9時～午後9時30分

☎総務課 388-1111 / 教育文化課 388-3231

各種証明書の取得は、**コンビニ交付**が便利です!

時間 午前6時30分～午後11時

証明書の種類 住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書 など



## 水道料金の基本料金とメーター使用料を6か月分免除します



物価高騰の影響を受けている町民や事業所を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金とメーター使用料を免除します。

**対象者** 笠松町水道事業と給水契約をしている水道使用者(官公庁を除く)

**免除の対象** ①水道料金の基本料金(2か月あたり税込1,540円 → 減額後0円)

※基本水量(2か月あたり20立法メートル)を超えて使用した分は超過料金として請求します。

②メーター使用料(2か月あたり税込110円～4,400円 → 減額後0円)

**対象期間** 令和8年度3期分(9月請求分)～令和8年度5期分(1月請求分)の6か月分  
(令和8年7月検針分～令和8年12月検針分まで)

**手続き** 水道料金から基本料金とメーター使用料を差し引いて請求するため、手続きは不要です。

従業員大募集

**予 株式会社三田防災**

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2  
TEL 058-388-0607  
FAX 0120-119-073

**消防 犯**

消防設備・防災用品・防犯設備

つみきとえいご

認定こども園 **笠松双葉幼稚園**

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66  
TEL:058-387-9155  
http://www.tsumiki.ed.jp